

令和5年3月6日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

経済・環境対策特別委員会資料

目 次

ページ

1	脱炭素社会の実現に向けた取組について……………	1
(1)	地球温暖化対策計画の改定について……………	1
(2)	脱炭素化に向けた主要施策について……………	5
(3)	神奈川県気候変動対策基金の活用について……………	7
2	プラごみ対策について……………	9
(1)	かながわプラごみゼロ宣言について……………	9
(2)	アクションプログラムの主な取組状況について……………	9
(3)	神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の策定案について…	12
3	食品ロス対策について……………	
(1)	本県の食品ロスの現状について……………	17
(2)	神奈川県食品ロス削減推進計画について……………	18
(3)	現在の取組の状況について……………	20

1 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(1) 地球温暖化対策計画の改定について

ア 背景

- 県は、2019（令和元）年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明したことや、2021（令和3）年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の一部改正が行われたこと等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示すため、2022（令和4）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「計画」という。）の一部改定を行った。
- 前回の改定は、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、長期目標に2050年脱炭素社会の実現を位置付けるとともに、温室効果ガス削減目標の見直しや緩和策及び適応策を追加するなど、最小限の見直しとし、現行計画の増補版とした。
- また、温対法で義務付けられた「地方公共団体実行計画における再生可能エネルギーの利用促進に関する施策目標の設定」等については、国の動向など社会状況の変化も踏まえ、令和5年度以降を目途とする計画の全面的な見直しに反映し、併せて、中期目標の精査や部門別の目標等の検討を行うこととした。

イ 現行計画の概要

- 本計画は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」と位置付けている。

計画期間：2016（平成28）年度～2030（令和12）年度

中期目標：2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で46%削減（暫定）

長期目標：2050年脱炭素社会の実現

- 本計画は、県の総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画の一つとして位置付けられるものである。
- また、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す「神奈川県環境基本計画」を補完し、連携しながら地球温暖化問題の解決を図るものであり、関連分野の計画・方針等とも整合を図っている。

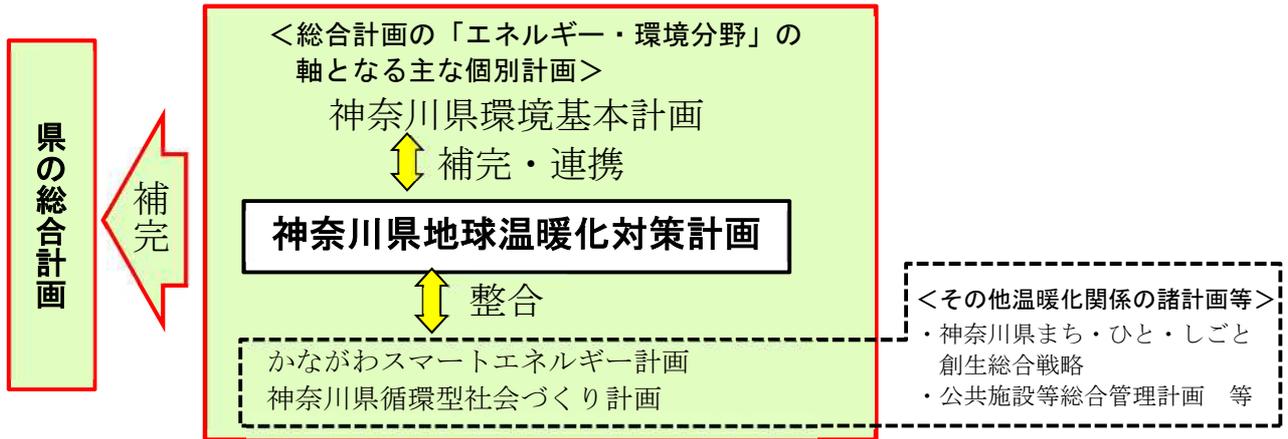


図 地球温暖化対策計画と県の諸計画との関係

ウ 改定の基本的な考え方

- 地球温暖化は人類共通の喫緊の課題であり、未来のいのちを守るため、脱炭素の取組を一層加速する必要がある。
- 脱炭素社会の実現に向けては、国や自治体、企業、県民など様々な主体が脱炭素を「自分事」として捉え、オールジャパン、オール神奈川の取組に広げていくことが重要である。
- 今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策の検討を進めており、その中で、中期目標の精査や、部門別の削減目標及び各主体の役割を整理している。こうした検討を踏まえ、2023（令和5）年度に計画を全面的に改定する。
- 改定に当たっては、各主体の役割を整理した上で、それぞれの取組を強力に後押しするとともに、県自らが率先して、県有施設への太陽光発電の導入や、公用車の電動車化等に取り組む。

(ア) 計画期間

国が中期目標を2030（令和12）年度としていることを踏まえ、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。
 なお、計画期間中においても、必要に応じて施策の見直しを検討する。

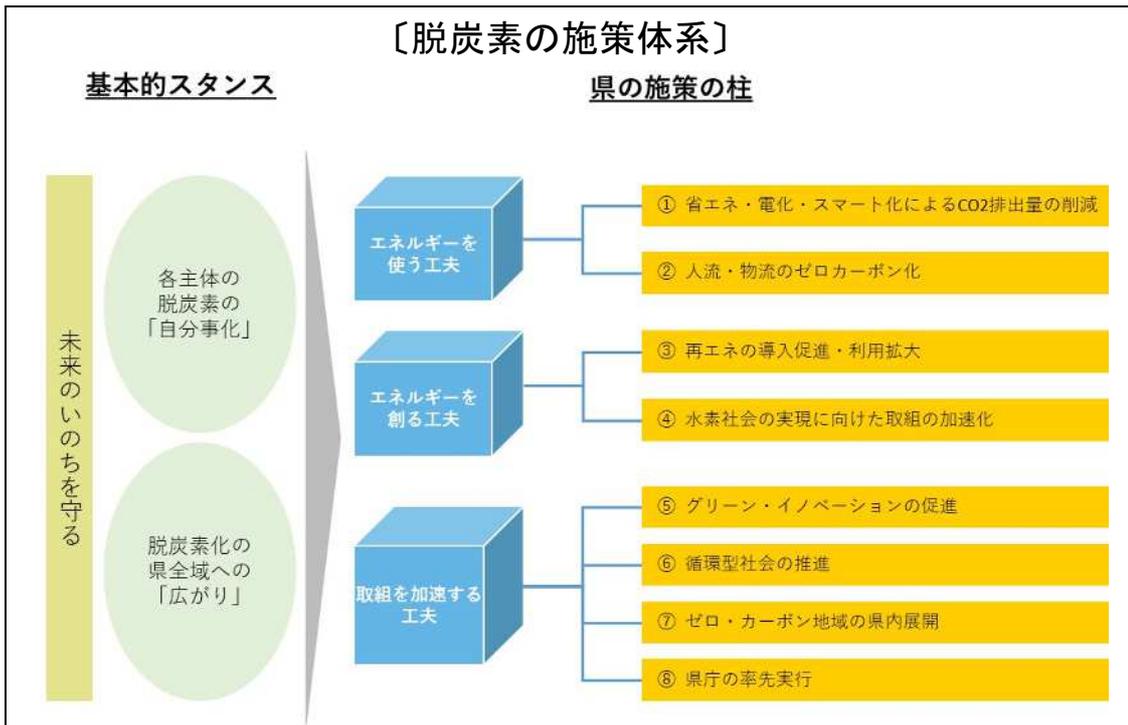
(イ) 新たな中期目標の設定

国は中期目標を「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」としており、県としても、今年度検討した脱炭素化に向けた総合的な対策等を踏まえ、バックキャストの視点により中期目標を2030年度46%削減から50%削減に引き上げ、この目標達成に向け、オールジャパン、オール神奈川で取り組む。

新中期目標：2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で50%削減

(ウ) 新たな施策体系

今年度、脱炭素化に向けた総合的な対策として検討した「エネルギーを使う工夫」、「エネルギーを創る工夫」、「取組を加速する工夫」の3つの大柱に基づき、企業や家庭など様々な主体の取組への支援・連携や、県有施設への太陽光発電導入など県庁の率先実行の取組を推進する。



(エ) かながわスマートエネルギー計画との一本化

脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県の地球温暖化対策に関する基本的な計画である本計画と、エネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」（以下「スマエネ計画」という。）を一本化する。

(参考) スマエネ計画の概要

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機として、2013（平成 25）年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、2014（平成 26）年 4 月に、スマエネ計画を策定した（2018（平成 30）年 3 月改訂）。
- スマエネ計画は、再生可能エネルギー等の普及拡大等により、

分散型エネルギーシステムを構築し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するとともに、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図り、県経済の発展と県民生活の安定につなげることを基本理念とした上で、基本政策や数値目標を掲げている。

(オ) 部門別の削減目標の設定

産業、業務、家庭、運輸など、部門別の進捗状況を適切に把握するため、部門別の削減目標を設定する。

(カ) 温対法の改正に伴う施策に関する目標の設定

2022（令和4）年4月に施行された改正温対法により、新たに計画に記載することが義務付けられた、再生可能エネルギーの利用等の施策に関する目標を設定する。

(キ) 地域気候変動適応計画の見直し

本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、必要な見直しを行う。

エ 検討体制

(ア) 神奈川県環境審議会等での審議

神奈川県環境審議会（以下「審議会」という。）及び神奈川県環境審議会環境基本計画部会（以下「計画部会」という。）において審議する。

(イ) かながわスマートエネルギー計画検討会への意見照会

かながわスマートエネルギー計画検討会（以下「スマエネ検討会」という。）への意見照会を行う。

オ 今後のスケジュール（予定）

令和5年3～4月	計画部会及びスマエネ検討会へ意見照会
5月	審議会に諮問し、骨子案を審議
6月	環境農政常任委員会に骨子案を報告
7月	計画部会で素案を審議
8月	審議会でも素案を審議
9月	環境農政常任委員会へ素案を報告
10月	県民意見募集、市町村意見照会
12月	審議会でも改定案を審議、答申
令和6年2月	環境農政常任委員会へ改定案を報告
3月	計画改定

(2) 脱炭素化に向けた主要施策について

今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策として検討した「エネルギーを使う工夫」、「エネルギーを創る工夫」、「取組を加速する工夫」の3つの大柱に基づき、県として取り組むべき施策を整理し、令和5年度当初予算案に計上した。

この総合的な対策では、各主体の役割を踏まえ、企業や家庭など様々な主体の取組を後押しするとともに、県有施設への太陽光発電導入など、県庁の率先実行の取組を推進していく。

ア エネルギーを使う工夫

(ア) 省エネ・電化・スマート化によるCO₂排出量の削減

○ 大企業等の取組の「評価・見える化」

大企業等の脱炭素化の取組を促進するため、事業者の脱炭素の取組を適切に「評価・見える化」する手法や、評価結果に応じた各種支援策の検討等を行う。

○ 中小企業等の脱炭素化への支援

中小企業等の脱炭素化の取組を支援するため、新たにワンストップ相談窓口を設置するほか、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入に対して補助等を行う。

○ 家庭の脱炭素化への支援

住宅の省エネ化を促進するため、中小工務店が施工するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入に対して補助するとともに、既存住宅の省エネ改修に対する補助を拡充する。

○ 脱炭素の自分事化・普及啓発

県民の脱炭素化に向けた意識を醸成するため、脱炭素に資する商品の購入等にポイントを付与するとともに、若年者向けの脱炭素教育等を実施する。

(イ) 人流・物流のゼロカーボン化

○ 電気自動車（EV）等の導入促進

人流・物流のゼロカーボン化を促進するため、CO₂削減量が大きい事業用EVの導入に対して新たに補助するとともに、燃料電池自動車（FCV）の導入に対する補助を拡充する。

また、EVの充電環境等を整備するため、急速充電設備、EVと建物間で充給電を行うV2H充給電設備、水素ステーション等の整備に対する補助等を行う。

イ エネルギーを創る工夫

(ア) 再エネの導入促進・利用拡大

- 自家消費型再生可能エネルギー導入費補助
事業所への再生可能エネルギー・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、自家消費型の再生可能エネルギー・蓄電池の導入に対する補助を拡充する。
- 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助
住宅への太陽光発電・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、初期費用ゼロで住宅に太陽光発電・蓄電池を導入する事業（住宅用0円ソーラー）に対する補助を拡充する。
- 太陽光発電・蓄電池の共同購入事業
太陽光発電等の購入希望者を募り一括発注することで、市場価格より安い費用で購入できる共同購入事業について、住宅用に加え、新たに事業所用も対象として実施する。
- 太陽光発電等普及啓発事業費
太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、新たに工業団地、大型商業施設及び住宅団地でニーズ調査を行い、ニーズの高い地域でアドバイザー派遣や説明会等を実施する。
- (イ) 水素社会の実現に向けた取組の加速化
 - 燃料電池自動車（FCV）等の導入促進
水素エネルギーの導入を更に促進するため、FCV等の導入や水素ステーションの整備に対する補助を拡充する。
- ウ 取組を加速する工夫
 - (ア) グリーン・イノベーションの促進
 - ベンチャー企業への支援
ベンチャー企業による脱炭素化の取組を促進するため、脱炭素の推進に資する新たなサービス等の開発・実証に対して支援を行う。
 - 森林でのCO₂吸収源対策（グリーンカーボン）の促進
木造施設を建築することにより抑制される炭素排出量及び使用する木材に固定（吸収）されている炭素量に対する補助や、無花粉スギの中から成長に優れた県独自のエリートツリーの開発等を行う。
 - 海洋でのCO₂吸収源対策（ブルーカーボン）の促進
海藻（早熟カジメ等）を活用し、藻場の再生・整備を行う。
 - (イ) 循環型社会の推進
 - プラスチック資源循環の推進
プラスチックの使用抑制及び再生利用の促進を図るため、県

有施設に給水スポットを設置するほか、県版脱炭素モデル地域等へ新機能リサイクルボックスを導入する。

(ウ) ゼロ・カーボン地域の県内展開

○ 神奈川県版脱炭素モデル地域事業の推進

県版脱炭素モデル地域に設定した三浦半島エリアにおいて、観光客や住民が脱炭素の取組を実感でき、ライフスタイルの脱炭素化につながる事業を実施する。

(エ) 県庁の率先実行

○ 県有施設への太陽光発電等の導入

太陽光発電を設置可能な県有施設において、2030（令和12）年度までに50%、2040（令和22）年度までに100%の導入を図るため、事前調査や設計・工事を実施する。

○ 公用車の電動化

代替可能な車両がない場合等を除き、公用車を2028（令和10）年度までに全て電動化するため、EV等を率先して導入する。

○ 県有施設の再エネ電力利用

2030（令和12）年度までに、全県有施設の使用電力を100%再エネに転換するため、一部の県有施設で再エネ電力への切り替えを実施する。

○ 川崎県税事務所新築工事費

県有施設の脱炭素化に向けて、川崎県税事務所を新築するにあたり、省エネ性能を高めた庁舎として整備するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）や公用車の電動化に対応可能な設備を導入する。

(3) 神奈川県気候変動対策基金の活用について

ア 基金を活用する必要性

2030（令和12）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で50%削減（新中期目標）の達成に向けて、脱炭素の取組を着実に実施するため、中期的な安定財源を確保する。

イ 活用する基金

神奈川県気候変動対策基金（令和2年3月設置）

（参考）神奈川県気候変動対策基金条例（令和2年3月31日条例第24号）

○ 設置の目的（条例第2条）

気候変動に関する対策*を推進するための事業に必要な

資金を積み立てるため、神奈川県気候変動対策基金を設置する。

※ 気候変動に関する対策：緩和策（脱炭素）及び適応策

ウ 積立額

当面4か年度の一般財源135億円を令和4年度2月補正予算案で基金に積み立て、脱炭素化に向けた総合的な対策に基づき計上した令和5年度当初予算案の主要施策及び全面改定を予定している神奈川県地球温暖化対策計画に基づく主要施策に活用する。

2 プラごみ対策について

(1) かながわプラごみゼロ宣言について

平成 30 年 9 月に、県は「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2030（令和 12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。

また、令和 2 年 3 月には、令和 4 年度までの具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、取組を進めている。

(2) アクションプログラムの主な取組状況について

ア ワンウェイプラの削減について

県は、平成 21 年度に、スーパー等の小売店や市町村等で構成する「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、マイバッグの推進、レジ袋の有料化等に取り組んできた。

令和 2 年 7 月に国が全国の小売店にレジ袋の有料化を義務付けたことも踏まえ、それまでの取組に加え、使い捨てプラスチック容器の削減や代替素材への転換などに向けた取組を進めている。

【取組状況】

- ワンウェイプラの削減等、プラごみゼロに向け具体的な取組を行う賛同企業等を募集し、その取組実績を集約し、情報発信した（令和 4 年 12 月末現在、賛同企業等数 2,126 者）。
- 令和 2 年 7 月に「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を改組し、事業者・団体から成る「神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会」を立ち上げ、プラ製容器等の削減事例や代替素材の周知によりワンウェイプラ削減を推進している。（令和 4 年 12 月末現在、構成員 155 者）
- 令和 5 年 1 月に「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」を開催し、企業や大学生の取組発表、意見交換等を実施した。
- 事業者向けセミナー等で、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）により事業者の努力義務とされた、ワンウェイプラの削減等によるプラごみの発生抑制について周知を図っている。

イ プラごみの再生利用の推進

県は、これまでリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R の取組を通して、廃プラスチック類の再生利用を進めてきた。

代表的なプラごみであるペットボトルは、ボトル本体とラベル・キャップの 3 分別が進まないことなどから、ペットボトル素材への再生利用

は全国実績で 20%程度にとどまっている。そこで、ペットボトルがペットボトルに再生される社会を目指した取組を進めている。

【取組状況】

- プラごみ等の産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所管する 4 市と協調し、廃棄物を多量に排出する事業者を対象に、自主的な再生利用を促進するための取組を行っている。
- 令和 2 年 3 月に清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を立ち上げ、令和 3 年度に県内 2 か所の事業所でペットボトルの回収に関する実証実験を行った。
- 事業者が廃棄物としてペットボトルの処理を委託する際に、ペットボトル原料へのリサイクルに対応することができる廃棄物処理業者の情報を、令和 4 年度から県ホームページに掲載した。
- プラスチック資源循環法により市町村の努力義務とされた、家庭から排出される容器包装以外のプラごみの分別収集・再商品化について、県と市町村との会議体の中で、先進事例や課題等の共有を図っている。



令和 3 年度実施 ペットボトル回収の実証実験（3 分別対応回収ボックス）

ウ クリーン活動の拡大等

県は、平成 3 年度に、相模湾沿岸の 13 市町等と海岸清掃を担う「かながわ海岸美化財団」を設立するとともに、平成 9 年度に、県民運動の母体となる「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」を設置し、令和元年度には、年間約 56 万人のボランティア等の参加のもとクリーン活動が行われた。

コロナ禍により、クリーン活動への参加者は減少したが、クリーン活動の輪を県内全体に広げるための取組みや、監視パトロールなどにより、ポイ捨てを許さない環境づくりに取り組んでいる。

【取組状況】

- 「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」において、クリーン活

動の拡大等を推進している。

- 令和4年3月にLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設し、クリーン活動のイベント情報等の収集・発信を行っている。
- 令和5年1月に「かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム」を開催し、県内各地域のクリーン活動の様子や課題等について共有した。
- 警察OBの監視員により、ドローンを活用した「スカイパトロール」を令和2年1月から実施し、プラごみの早期発見・早期回収を進めている。
- 不法投棄の発見や通報に関する協定を締結した団体・企業と連携し、ごみのポイ捨てを許さない環境づくりを進めている。



ドローンを活用した監視活動

エ その他

(ア) 普及啓発

- プラごみ問題をテーマとして作成した動画や、イベント等で回収したプラごみを原料に作製した啓発物品等により、普及啓発に取り組んでいる。
- 学校、企業等を対象に「プラごみゼロに向けた取組」をテーマとした出前講座を実施し、地域における環境学習を推進している。



啓発動画

(イ) 実態調査

- プラごみを含め、海岸に漂着したごみの実態調査を実施している。
- 内陸部におけるマイクロプラスチックの発生源解明に向けた実態調査を実施している。
- 県内事業者から排出されるプラごみ等の産業廃棄物の処理状況等の調査を実施した。(令和2年度)

(3) 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の策定案について

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づく計画として、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定することとした。

ア 計画策定の趣旨等

(ア) 計画策定の趣旨

プラスチックは、その有用性から様々な分野で利用されているが、その一方で、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、世界的な環境問題となっている。また、プラスチックの焼却は、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性は、より一層高まっている。

国は、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行した。

本県においても、2022（令和4）年7月、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため条例を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定等について規定した。

こうしたことから、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するため、アクションプログラムの基本的な取組を継続しつつ、社会情勢等の変化を踏まえた、条例に基づく計画を策定する。

(イ) 策定のポイント（アクションプログラムからの変更点）

a プラスチック資源循環戦略等を踏まえた基本的な方針等の明記

- プラごみゼロ宣言の目標達成を目指す基本的な方針は継続しつつ、従前の3R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）に、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法において示された再生可能な資源の活用を意味する「Renewable」の視点を加えた「3R+Renewable」を推進する。
- 推進方策は従前の枠組み（5つの柱建て）を継承しつつ、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法を踏まえた見直しを行う。

具体的には、柱の一つ目である「ワンウェイプラの削減」は

「プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」とし、ワンウェイプラスチックの削減だけではなく、素材転換等も含めたプラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。また、柱の二つ目である「プラスチックの再生利用の推進」は、「プラスチックの再生利用等の促進」とし、再生利用を徹底した上で、それが難しい場合には熱回収（サーマルリカバリー）も含めて循環利用を促進する視点を加える。

b 目標値設定による進行管理

- アクションプログラムでは、進行管理のため、プラごみゼロ宣言の賛同企業等の数及びクリーン活動の参加者数を目標値として設定していたが、プラごみゼロ宣言の目標の達成状況を測る指標として、プラごみの有効利用率を目標値として設定し、計画の進行管理を行う。
- また、本計画に基づく各施策の実施状況についても毎年度把握し公表する。

イ 経緯

- ・ 令和4年8月25日開催の神奈川県環境審議会で、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（素案）」について審議し、了承された。
- ・ 令和4年9月28日開催の環境農政常任委員会で、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（素案）」を報告した。
- ・ 令和4年10月11日から11月9日まで「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（素案）」に関する県民意見募集を実施した。
- ・ 令和4年12月26日開催の神奈川県環境審議会で、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（案）」について審議し、了承された。

ウ 計画案の概要

(ア) 計画の位置付け

- 条例第9条の2の規定に基づく計画として策定する。また、プラスチック資源循環法第6条第3項の規定に基づき、県が国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を推進するための計画とする。
- 本計画は、「神奈川県循環型社会づくり計画」の改定の際に、その部門別計画に位置付けることを検討する。

(イ) 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とする。

(ウ) 基本的な方針

2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃

棄されるプラスチックごみをゼロとする「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組を推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewable※¹に係る取組を進める。

なお、3Rの取組みではプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）の取組みが最も重要であり、リデュースを徹底したうえで、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進める。また、再生利用が困難なプラごみを、やむを得ず焼却する場合には、熱回収により有効利用する。

※1 再生可能な資源の活用（従来の石油を原料としたプラスチックを紙やバイオマスプラスチック等の再生可能な資源に置き換えることなど）

(エ) 推進方策

基本的な方針に従い、a～eの方策により取組を推進する。特にa～cについては、重点的に講ずべき方策と位置付ける。

また、各方策において、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら施策を推進する。

a プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出を抑制（リデュース）するため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用を削減するほか、環境に配慮したプラスチック使用製品を選択することや、プラスチック使用製品をなるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

- ・ 事業者、市町村等と連携した取組の推進
- ・ 県民の取組促進
- ・ 事業者の取組促進
- ・ 県庁における率先行動の実施

b プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図った上で今後も発生するプラスチックごみについては、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル※¹又はケミカルリサイクル※²による再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収（サーマルリカバリー）も含めて循環利用を促進する。中長期的には、脱炭素社会の実現のため、熱回収比率はできる限り低減していくことを目指す。

※1 プラスチックのまま原料として再生利用する手法

※2 化学的な原料として再生利用する手法

- (a) ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進
- (b) プラスチックごみの分別収集、再資源化の推進
 - ・ 家庭系プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の推進
 - ・ 事業者による再資源化の促進
 - ・ 県庁における率先行動の実施

- (c) 再生利用が困難なプラスチックへの対応
 - ・ サーマルリカバリーによる有効利用

c クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、プラスチックごみのポイ捨ての防止や、ごみ集積所からの散乱などの環境への非意図的な排出を防止するための取組を推進する。

また、事業者等による大規模な不法投棄の防止対策を推進する。

- (a) クリーン活動の拡大等
 - ・ 県民、事業者、市町村等と連携したクリーン活動の推進
 - ・ 海洋ごみの回収
 - ・ 非意図的なプラスチックごみの排出防止

- (b) 不法投棄対策の推進

d 普及啓発・環境教育

海洋プラスチックごみ問題等の解決には、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために行動を変容していくことが重要であることから、各種普及啓発を行うとともに、学校や家庭、地域における環境教育等を推進する。

e 実態調査等

各施策を効果的に推進していくために、実態把握等に資する調査や他都県市と連携・協力した広域的な取組等を推進する。

- ・ 環境中の実態調査
- ・ 排出実態調査
- ・ 広域的な取組の推進

(オ) 各主体の役割

プラスチックに係る資源の循環的な利用や、廃棄物の不適正処理の防止等を推進するため、プラスチック資源循環法、条例等の関係法令に基づき、県、市町村、県民、事業者といった各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力し連携を図りながら取組を進めていく。

(カ) 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況

を測る指標となる、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を把握し、公表する。

また、以下に記載した項目の実績数値や、計画に基づく各施策の実施状況について県ホームページで公表する。

計画を着実に推進することにより、プラごみゼロ宣言の目標年である2030（令和12）年には、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率が100%となることを目指す。

<有効利用率目標値>

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
熱回収による	58.6%						
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%
熱回収による	7.5%						

<有効利用率のほか実績値を把握する項目>

一般廃棄物：一人当たりの排出量、分別率、有効利用量

産業廃棄物：多量排出事業者の排出量、有効利用量

海岸漂着物：海岸漂着物の地点別組成

その他：プラごみゼロ宣言賛同企業数、クリーン活動参加者数

《参考資料》

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画案

3 食品ロス対策について

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減は国際的にも重要な課題となっている。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針に、食品ロス発生量を2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で半減させる目標が設定されたことと、食品ロス削減推進法で、都道府県は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされたことを受け、本県では令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、食品ロス対策を進めている。

(1) 本県の食品ロスの現状について

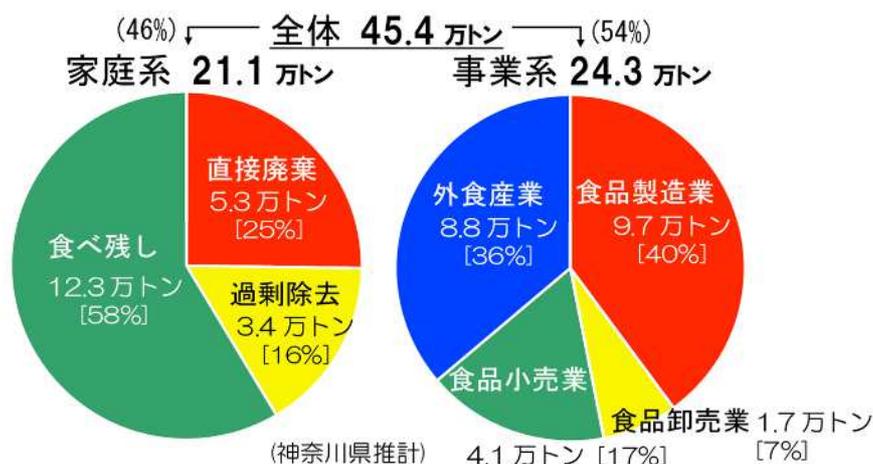
ア 家庭系食品ロス

令和元年度における家庭からの食品ロスの発生量は21.1万トンであり、その内訳は、食べ残しが12.3万トン（全体の58%）、未開封の食品などの直接廃棄が5.3万トン（同25%）、過剰除去が3.4万トン（同16%）であった。

イ 事業系食品ロス

令和元年度における県内事業者からの食品ロスの発生量は24.3万トンであり、その内訳は、食品製造業が9.7万トン（同40%）、外食産業が8.8万トン（全体の36%）、食品小売業4.1万トン（同17%）、食品卸売業1.7万トン（同7%）であった。

【本県の食品ロスの内訳】



(2) 神奈川県食品ロス削減推進計画について

計画に基づき、消費者、事業者、NPO 等の関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働して、本県の現状や特性に応じた施策を実施し、食品ロス削減に向けた取組をより一層推進する。

ア 計画の位置づけと計画期間

食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」

計画期間 2022（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 9 年間

イ 目指す姿と施策の方向性

食べ物を無駄にしない県民意識を醸成し、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。

県民が「食」への感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減に向けた行動変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減が進むよう施策を展開する。

ウ 削減目標

県内の食品ロスの実態及び国の削減目標を踏まえ、2030（令和 12）年度までに、2000（平成 12）年度比で食品ロスを半減させる目標を設定する。

エ 推進施策

県民への普及啓発や、食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。主な施策は、次のとおりである。

【教育及び学習の振興・普及啓発等】

- 毎年 10 月の食品ロス削減月間において、県の広報紙「県のたより」などによる食品ロス削減に関する県の取組を紹介するなど、県民に対する普及啓発を行う。
- 食品表示セミナー等を実施し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促す。
- 家庭での食品ロス削減のために、リーフレット等を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容について普及啓発を行う。
- 学校教育において、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。

【食品関連事業者等の取組に対する支援】

- 消費者に対して、外食時の食べ残しを減らす、スーパー等で消費期限が近い商品から購入するといった、意識啓発に取り組む。
- 小盛り・小分けメニューの導入や、消費者の希望に沿った量で料理を提供する取組を促進する。
- キャベツウニ、まぐろコンフィ、カマスボー等の加工品を開

発することにより、未利用・低利用の県産水産物の活用を促進する。

- 食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングの機会を設けるなど、食品残さの家畜飼料としての活用を推進する。

【実態調査等の推進】

- 事業者から発生する食品ロスの発生量把握調査を継続して行う。また、家庭系の食品ロス発生量の継続的な把握のため、市町村が行う発生量調査を支援する。
- 県民ニーズ調査等により、食べ物を無駄にしないように気をつけている県民の割合について、継続的に調査を実施する。

【情報の収集及び提供】

- 食品ロスの削減に資する先進的・効果的な取組やアイデア等を積極的に情報収集するとともに、県ホームページ等の各種媒体を通じて、広く情報・発信する。

【未利用食品を提供するための活動の支援等】

- フードバンク活動が県内全域で活発に行われるよう、市町村や関係団体と連携しながら、フードドライブに係る情報提供を行うとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングを図るなどフードバンク活動を支援する。
- 災害時の職員及び帰宅困難者用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前にフードバンク活動団体等へ引き続き提供する。

オ 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

- 消費者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。
- 事業者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。
- 関係団体
食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。
- 県・市町村
県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発を行うとともに、県民・事業者等の取組に対し積極的な支援を行うほか、災害時用備蓄食料を更新する際にはその有効活用を図る。
また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努め、県は市町村を支援する。

カ 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報共有し、今後の施策等の検討を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

(3) 現在の取組の状況について

- 食品ロス削減対策は「循環型社会づくり計画」や「食育推進計画」等の各種施策にも位置付けるとともに、県ホームページにおいて、食品ロスに関する県の取組を紹介するほか、県のたよりに食品ロス削減に関する情報を掲載し、周知を行っている。
- 外出時の「食べきり」を促進するため、ポスターや啓発動画による普及啓発等を行っているほか、県内の小売業者と連携して、店舗利用者に対し、商品棚の手前にある食品を選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行っている。
- 令和4年10月3日～31日にかけて、家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を県庁内で実施した。また県内企業・団体に対しても、「フードドライブ」活動の実施を呼びかけるとともに、県民がフードドライブ活動に気軽に参加できるよう、県内のフードドライブ実施箇所を県ホームページに掲載した。
- 毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行っている。